

五 イ 方 募 価 法 入 格 決 定 の 競 争 の 高 い	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 の 適 合	二 の 法 律 項 及 び 根 拠	一 名 称 及 び 記 記	行 平 條 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る。	○ 財 務 省 令 第 三 十 号 ～ 第 五 条 第 十 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 利 付 國 債 の 発 行 等 に 關 す る 省 令 （ 昭 和 五 十七 年 大 藏 ）
各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い	価 格 国 定 特 別 に ご 発 别 し て 参 加 す る 第 一 以 下 の 各 申 込 み が な ど あ り ま す。	競 争 は 本 法 並 び そ の 附 則 に 依 る ま だ 未 だ な く な っ て い ま す。	財 会 一 法 並 び そ の 附 則 に 依 る ま だ 未 だ な く な っ て い ま す。	利 付 國 債 券 は 本 法 並 び そ の 附 則 に 依 る ま だ 未 だ な く な っ て い ま す。	財務大臣 野田佳彦	財務省告示第二百六十九号

七

ロ
イ
拝

行争非者特国入価込
入価・別債札格
札格第参市発競金
発競I加場行争額

ロ

行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競I加場

六

イ
発

入価行争非者特国
札格行入価・別債
発競札格第参市
行争額発競I加場

六万六
百円千
億五
三百
三千二
六十六
百六
七億
十七
三千
万円
五百
九
十

でた条特四債のに十つ定う額
五利第別百に規関二いにち面
百付一會四つ定す億て基、金
八国項計十いにる千はづ財額
十債のに億て基法九、き政で
九に規関八はづ律百額發法六
億つ定す千、き第十面行第千
円いにる九額發四万金し四四
て基法十面行十円額た条百
、づ律万金し六、で利第三億
額き第円額た条特千付一億
面發四で利第別九国項円
金行十四付一會百債の
額し六千国項計六に規

込募各当も
み限国ての
の度債るか
応額市。ら
募の場そ
額範特
を囲別応
割内募
りに加額
当お者を
ていご順
るてと次
。各の割
申応り

十
三
二
口
イ
一
發
振
額
最
低
額
面
金
替
單
位

の經利行争非者特国入価發
払過入価・別債札格行行
込利札格第參市發競価
み子率發競I加場行爭格日

(一) 年
三額錢額 平す額の振 五
錢面以面 成るの記替 万
金上金 二。整載法 円
額の額 十 数又の
百そ百 三 倍は規
円れ円 年の記定
にぞに 七 金録に
つれつ 月十二 額はよ
きのき 月十二 に、る
百応百 二 よ最振
一募一 日 る低替
円価円 九 格八 も額口
十 十 の面座
と金簿

(二)
額金にの口るに
へ額よに座も係發
たにりつにのる行
だ百算い記と所時
し分出て載し得に
、のしは又て税お
当二た、は振がい
該十金前記替源て
国を額記録口泉、
債乗か(一)き座徵そ
をじらのれ簿収の
發た當算る中さ利
行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{114}{365}$$

二十九十八十六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者
二十三年七月十二日
日額平利てを毎年三ヶ月に支給する。
本年成子、支年三月三十日と二月二十日
額五百三十円を支払う。前日より三十日
内に三ヶ月各月に亘り支拂ふ。
銀行額十支の期日は、年う以し三十日
から年う以し三十日までである。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時
す次そ銀額し二除税外しは者に
る号の行を、十すの国た、又お
期及翌休支次三る税法金前はい
日び當業払の年こ率人額記外て
に第業う算九とをがに(一)國取
つ十日に式月が乗適当の法得
い六にたに二でじ用該算人す
て号支當だよ十きたを非式でる
同に払たしり日る金受居にあ者
じおうる、算を。額け住よるが
いへと支出支。る者り場非
て以き払し払を所又算合居